		管理経費	消耗品費	
			光熱水費	
			旅費交通費	
			減価償却額	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
		徴収不能額等	徴収不能引当金繰入額	
			徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となつた金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。
教育活動外収支	事業活動収入の部	科目 大科目	科目 小科目	備考
		受取利息・配当金	第３号基本金引当特定資産運用収入	第３号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
			その他の受取利息・配当金	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第３号基本金引当特定資産運用収入を除く。
		その他の教育活動外収入	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
	事業活動支出の部	科目 大科目	科目 小科目	備考
		借入金等利息	借入金利息	
			学校債利息	
		その他の教育活動外支出		
特別	事業活動収入の部	科目 大科目	科目 小科目	備考
		資産売却差額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
		その他の特別収入		
			施設設備寄付金	施設設備の拡充等のための寄付金をいう。
			現物寄付	施設設備の受贈額をいう。
			施設設備補助金	施設設備の拡充等のための補助金をいう。
			過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
収支	事業活動支出の部	科目 大科目	科目 小科目	備考
		資産処分差額		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
		その他の特別支出		
			災害損失	
			過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

㈱1　小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2　小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。

3　大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。

4　都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三　貸借対照表記載科目（第33条関係）

資産の部			
科目 大科目	科目 中科目	科目 小科目	備考
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後１年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が１年未満になつているものであつても使用中のものを含む。
		土地	
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
		車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産		使途が特定された預金等をいう。
		第２号基本金引当特定資産	
		第３号基本金引当特定資産	
		（何）引当特定資産	